

川西市市営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月25日

川西市長 越田謙治郎

川西市規則第 6 号

川西市市営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

川西市市営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則（平成10年川西市規則第21号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太枠の表示部分（以下改正前の欄にあっては「改正前部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正前	改正後
別表第1（第2条、第21条関係） （別紙1） 様式第1号（第4条関係）	別表第1（第2条、第21条関係） （別紙1） 様式第1号（第4条関係）



様式第4号 (第8条関係)

様式第4号 (第8条関係)

誓約書

1. 家賃は、毎月5日まで当月分を納付すること。
2. 入居日から6か月経過し、その家賃を超過する収入があるときまたは、収入超過者の家賃を支払うことが明らかなるときは、あらかじめ家主の許可を受けること。
3. 入居日から6か月経過し、2年続けて高額所得者収入基準を超過する収入があるときまたは、収入超過者の家賃を支払うことが明らかなるときは、家主の許可を受けること。
4. 住宅用火災保険料の保険料額および修繕費負担額を納付に履行すること。
5. 15日以上住宅を空室しないときは、家主に届け出ること。
6. 住宅を他の者に貸し、または、その入居の権利を他の者に譲渡しないこと。
7. 住宅の修繕費・増築、転居人の変更、同居等に関しては、あらかじめ家主の許可を受けること。
8. 住宅以外の用途に使用しないこと。
9. 団体内で犬・猫・鳩などのペットを飼育しないこと。(動物の飼育禁止)
10. 住宅を退去し、又は明け渡すときは、5日前までに書面に届け出て、住宅の検査を受けること。
11. 前条項のほか、川越市所有住宅の設置および管理に関する条例及び同施行規則、公営住宅法の規定を遵守すること。
12. 専業主婦である入居者が退去する場合は、専業主婦住宅を明け渡すこと。
13. 子が未成年者・障害者となる場合は、届け出ること。

上記の事項を遵守することを誓約いたします。

年 月 日

借居者 氏名

入居者 氏名

様式第4号 (第8条関係)

様式第4号 (第8条関係)

誓約書

1. 家賃は、毎月5日まで当月分を納付すること。
2. 入居日から6か月経過し、その家賃を超過する収入があるときまたは、収入超過者の家賃を支払うことが明らかなるときは、あらかじめ家主の許可を受けること。
3. 入居日から6か月経過し、2年続けて高額所得者収入基準を超過する収入があるときまたは、収入超過者の家賃を支払うことが明らかなるときは、家主の許可を受けること。
4. 住宅用火災保険料の保険料額および修繕費負担額を納付に履行すること。
5. 15日以上住宅を空室しないときは、家主に届け出ること。
6. 住宅を他の者に貸し、または、その入居の権利を他の者に譲渡しないこと。
7. 住宅の修繕費・増築、転居人の変更、同居等に関しては、あらかじめ家主の許可を受けること。
8. 住宅以外の用途に使用しないこと。
9. 団体内で犬・猫・鳩などのペットを飼育しないこと。(動物の飼育禁止)
10. 住宅を退去し、又は明け渡すときは、5日前までに書面に届け出て、住宅の検査を受けること。
11. 前条項のほか、川越市所有住宅の設置および管理に関する条例及び同施行規則、公営住宅法の規定を遵守すること。
12. 専業主婦である入居者が退去する場合は、専業主婦住宅を明け渡すこと。
13. 子が未成年者・障害者となる場合は、届け出ること。

上記の事項を遵守することを誓約いたします。

年 月 日

借居者 氏名

入居者 氏名

様式第4号 (第8条関係)

様式第4号 (第8条関係)

誓約書

1. 家賃は、毎月5日まで当月分を納付すること。
2. 従来の家賃等の支払があった時は、異議なくこれを認むこと。
3. 賃貸主または川越市の管理費及び修繕費負担額を納付に履行すること。
4. 15日以上空室をしないときは、家主に届け出ること。
5. 空室を他の者に貸し、または、その入居の権利を他の者に譲渡しないこと。
6. 空室の修繕費・増築、転居人の変更、同居等に関しては、あらかじめ家主の許可を受けること。
7. 空室以外の用途に使用しないこと。
8. 空室を明け渡し、又は明け渡すときは、5日前までに書面に届け出て、空室の検査を受けること。
9. 前条項のほか、川越市所有住宅の設置および管理に関する条例及び同施行規則、公営住宅法の規定を遵守すること。

上記の事項を遵守することを誓約いたします。

年 月 日

借居者 氏名

入居者 氏名

様式第4号 (第8条関係)

様式第4号 (第8条関係)

誓約書

1. 家賃は、毎月5日まで当月分を納付すること。
2. 従来の家賃等の支払があった時は、異議なくこれを認むこと。
3. 賃貸主または川越市の管理費及び修繕費負担額を納付に履行すること。
4. 15日以上空室をしないときは、家主に届け出ること。
5. 空室を他の者に貸し、または、その入居の権利を他の者に譲渡しないこと。
6. 空室の修繕費・増築、転居人の変更、同居等に関しては、あらかじめ家主の許可を受けること。
7. 空室以外の用途に使用しないこと。
8. 空室を明け渡し、又は明け渡すときは、5日前までに書面に届け出て、空室の検査を受けること。
9. 前条項のほか、川越市所有住宅の設置および管理に関する条例及び同施行規則、公営住宅法の規定を遵守すること。

上記の事項を遵守することを誓約いたします。

年 月 日

借居者 氏名

入居者 氏名

様式第15号 (第50条関係)

様式第15号 (第50条関係)

様式第15号 (第50条関係)

市営住宅駐車場使用許可申請書

年 月 日

川西市長 様

〒 番 地 番 号  
氏 名  
住 居

次のとおり申請します。なお、使用については、「川西市営住宅駐車場の設置及び管理に関する条例」を遵守することを誓約します。

申請車種	川西市営	団地駐車場
使用目的	次の自動車等の保管場所	
車 名	登録番号	
型 式	車台番号	
寸法・重量	長さ m	高さ m 重量 kg
所有者氏名		
使用者氏名		

※ 使用料：「川西市営住宅駐車場の設置及び管理に関する条例」のとおり

様式第16号 (第52条関係)

様式第15号 (第50条関係)

請 書

川西市長 様

貴 社 貴 社 員 様 目 的 を も っ て 下 記 駐 車 場 の 使 用 の 許 可 を 受 け たい と し、 誓 約 事 項 を 順 守 し、 貴 社 に 違 犯 を 行 っ た 事 を 確 約 し ます。  
もし、 規 定 に 違 犯 し、 違 犯 を 行 っ た と き は、 自 ら の 責 を 負 い、 賠 償 責 任 を 引 負 け ます。

年 月 日

〒 番 地 番 号  
住 居 者 氏 名  
お び ね の 職 務  
印 ( 捺 印 )

記

使 用 車 種	団地駐車場 (保庫区画のため)
車 名	
登 記 番 号	
使 用 料	(月額) 円
保 証 金	(使用料の3ヶ月分) 円 (保証金に赤字は付きません。)

様式第15号 (第50条関係)

市営住宅駐車場使用許可申請書

年 月 日

川西市長 様

〒 番 地 番 号  
氏 名  
住 居

次のとおり申請します。なお、使用については、「川西市営住宅駐車場の設置及び管理に関する条例」を遵守することを誓約します。

申請車種	川西市営	団地駐車場
使用目的	次の自動車等の保管場所	
車 名	登録番号	
型 式	車台番号	
寸法・重量	長さ m	高さ cm 重量 kg
所有者氏名		
使用者氏名		

※ 使用料：「川西市営住宅駐車場の設置及び管理に関する条例」のとおり

様式第16号 (第52条関係)

様式第15号 (第50条関係)

請 書

川西市長 様

貴 社 貴 社 員 様 目 的 を も っ て 下 記 駐 車 場 の 使 用 の 許 可 を 受 け たい と し、 誓 約 事 項 を 順 守 し、 貴 社 に 違 犯 を 行 っ た 事 を 確 約 し ます。  
もし、 規 定 に 違 犯 し、 違 犯 を 行 っ た と き は、 自 ら の 責 を 負 い、 賠 償 責 任 を 引 負 け ます。

年 月 日

〒 番 地 番 号  
住 居 者 氏 名  
お び ね の 職 務  
印 ( 捺 印 )

記

使 用 車 種	団地駐車場 (保庫区画のため)
車 名	
登 記 番 号	
使 用 料	(月額) 円
保 証 金	(使用料の3ヶ月分) 円 (保証金に赤字は付きません。)

付 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

(別紙1)

(改正前)

別表第1 (第2条、第21条関係)

建設年度	団地名	位置	構造	住戸型別	戸数 (戸)	応益係数	近傍同種 の家賃 (円)
昭和30年度	東谷団地	見野1丁目 17番	木造平屋 建	3K	1	0.0692	<u>20,600</u>
昭和30年度	川西団地	萩原2丁目 2番	木造平屋 建	3K	3	0.0709	<u>20,100</u>
昭和42年度	東畦野団地	東畦野5丁 目1番	簡易耐火 平屋建	2K	1.9	<u>0.1994</u>	<u>15,900</u>
昭和47年度	小戸団地	小戸3丁目 12番18 号	鉄筋5階 建	3K	40		
昭和48年度	東谷団地	見野2丁目 23番	簡易耐火 平屋建	2K	3	<u>0.2285</u>	<u>22,000</u>
昭和52年度	新生団地	日高町7番 7号	鉄筋5階 建	3DK	15	0.6599	<u>70,000</u>
昭和62年度	新生団地	日高町7番 7号	鉄筋5階 建	3DK	15	0.7644	<u>78,500</u>
				3DK	34	0.7196	<u>64,700</u>
平成元年 度	栄花団地J 棟	栄町7番6 号	鉄筋5階 建	2DK (車椅 子)	2	0.7196	<u>64,700</u>
平成2年 度	加茂桃源団 地3号棟	加茂4丁目 8番3号	鉄筋7階 建	3DK	60	0.7905	<u>82,400</u>
				4DK	6	0.9248	<u>92,000</u>
平成4年	滝山団地	滝山町20	鉄筋8階	3DK	21	<u>0.8142</u>	<u>97,600</u>

度		番2号	建				
平成4年度	滝山団地	滝山町20番2号	鉄筋8階建	3DK	23	<u>0.7372</u>	<u>91,800</u>
平成4年度	出在家団地	出在家町13番32号	鉄筋4階建	1DK	4	<u>0.4882</u>	<u>60,400</u>
				3DK	12	<u>0.7870</u>	<u>84,900</u>
平成5年度	加茂桃源団地1号棟	加茂4丁目8番1号	鉄筋7階建	2DK (車椅子)	4	<u>0.8192</u>	<u>100,800</u>
				3DK	48	<u>0.8051</u>	<u>99,400</u>
平成6年度	加茂桃源団地2号棟	加茂4丁目8番2号	鉄筋7階建	1DK	12	<u>0.4061</u>	<u>64,300</u>
				3DK	26	<u>0.8123</u>	<u>101,300</u>
平成6年度	加茂桃源団地4号棟	加茂4丁目8番4号	鉄筋7階建	1DK	24	<u>0.4061</u>	<u>64,300</u>
				3DK	40	<u>0.8123</u>	<u>101,300</u>
令和3年度	花屋敷団地A棟	花屋敷1丁目12番3号	鉄筋8階建	1DK	20	<u>0.4976</u>	<u>54,600</u>
				1LDK	50	<u>0.6471</u>	<u>70,800</u>
				2DK	75	<u>0.7966</u>	<u>87,000</u>
				3DK	19	<u>0.9572</u>	<u>104,700</u>
				2DK (車椅子)	2	<u>0.9540</u>	<u>104,300</u>

(改正後)

別表第1 (第2条、第21条関係)

建設年度	団地名	位置	構造	住戸型別	戸数 (戸)	応益係数	近傍同種 の家賃 (円)
昭和30年度	東谷団地	見野1丁目17番	木造平屋建	3K	1	0.0692	<u>20,900</u>
昭和30年度	川西団地	萩原2丁目2番	木造平屋建	3K	3	0.0709	<u>20,400</u>
昭和42年度	東畦野団地	東畦野5丁目1番	簡易耐火平屋建	2K	19	<u>0.1959</u>	<u>16,200</u>
昭和48年度	東谷団地	見野2丁目23番	簡易耐火平屋建	2K	3	<u>0.2277</u>	<u>22,600</u>
昭和52年度	新生団地	日高町7番7号	鉄筋5階建	3DK	15	0.6599	<u>70,700</u>
昭和62年度	新生団地	日高町7番7号	鉄筋5階建	3DK	15	0.7644	<u>79,600</u>
平成元年 度	栄花団地J棟	栄町7番6号	鉄筋5階建	3DK	34	0.7196	<u>65,700</u>
				2DK (車椅子)	2	0.7196	<u>65,700</u>
平成2年 度	加茂桃源団地3号棟	加茂4丁目8番3号	鉄筋7階建	3DK	60	0.7905	<u>83,800</u>
				4DK	6	0.9248	<u>93,500</u>
平成4年 度	滝山団地	滝山町20番2号	鉄筋8階建	3DK	21	<u>0.8111</u>	<u>99,200</u>
平成4年	滝山団地	滝山町	鉄筋8階	3DK	23	<u>0.7344</u>	<u>93,300</u>

度		20番2号	建				
平成4年度	出在家団地	出在家町 13番 32号	鉄筋4階 建	1DK	4	<u>0.4863</u>	<u>61,300</u>
				3DK	12	<u>0.7841</u>	<u>86,200</u>
平成5年度	加茂桃源団 地1号棟	加茂4丁 目8番1 号	鉄筋7階 建	2DK (車椅子)	4	<u>0.8155</u>	<u>102,300</u>
				3DK	48	<u>0.8015</u>	<u>100,900</u>
平成6年度	加茂桃源団 地2号棟	加茂4丁 目8番2 号	鉄筋7階 建	1DK	12	<u>0.4043</u>	<u>65,200</u>
				3DK	26	<u>0.8087</u>	<u>102,900</u>
平成6年度	加茂桃源団 地4号棟	加茂4丁 目8番4 号	鉄筋7階 建	1DK	24	<u>0.4043</u>	<u>65,200</u>
				3DK	40	<u>0.8087</u>	<u>102,900</u>
令和3年度	花屋敷団地 A棟	花屋敷1 丁目12 番3号	鉄筋8階 建	1DK	20	<u>0.4957</u>	<u>55,700</u>
				1LDK	50	<u>0.6445</u>	<u>72,300</u>
				2DK	75	<u>0.7934</u>	<u>88,800</u>
				3DK	19	<u>0.9534</u>	<u>106,800</u>
				2DK (車椅子)	2	<u>0.9502</u>	<u>106,400</u>